

建設工事の配置技術者の取扱いについて

(R7.2.1)

建設工事に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者等については、下記のとおり取り扱います。

- 現場代理人及び主任(監理)技術者は、工事を請負う建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者でなければなりません。**
 - ※ 在籍出向者、派遣社員等については直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。
 - ※ 恒常的な雇用関係とは、3箇月以上の雇用期間があることが必要です。
- 技術者の資格は、当該工事に対応する建設業法に基づく業種の資格を有する者、又は実務経験者(主任技術者は10年以上、現場代理人は2年以上)でなければなりません。**
 - ※ 入札公告で特に指定がある場合は、この限りではありません。
- 他の工事に配置されている技術者は、専任が必要な工事(請負金額が4,500万円、建築一式工事の場合9,000万円以上の工事)の主任(監理)技術者及び現場代理人にはなれません。**
 - ※ 密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合で、発注者が認めた場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。
- 営業所の専任技術者は、専任が必要な工事の主任(監理)技術者及び現場代理人にはなれません。**
 - ※ 市内・準市内発注の専任を要しない工事に限り、主任技術者としての配置は認められます。
- 当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、表1-1に示す当初工事請負代金額に該当する主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者を含む)を選任しなければなりません。なお、特例監理技術者を設置する場合には、特例監理技術者の行うべき職務を補佐する監理技術者補佐を設置しなければなりません。(三重県公共工事共通仕様書)**

表1-1 主任技術者又は監理技術者の資格

当初工事請負代金額	主任技術者又は監理技術者の資格	
8,000万円以上	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級に合格した者(建設業法施行規則第7条の3に規定された者) ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による2次試験に合格した者(建設業法施行規則第7条の3に規定された者) ハ. 建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者(平成元年建設省告示128号に規定された者)	
2,500万円以上 8,000万円未満	主任技術者	監理技術者
	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術者検定の1級又は2級に合格した者(建設業法施行規則第7条の3に規定された者) ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術者検定の1級に合格した者(建設業法施行規則第7条の3に規定された者) ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者

- 6 主任技術者が兼任できる工事は、3件以内です。ただし、請負金額の合計が**4, 500万円**(建築一式工事のみの場合にあっては**9, 000万円**)を超える場合には2件までとします(専任が必要な工事を除く)。
- 7 現場代理人は工事現場に常駐し、その運営取締りを行う者としてします。
- ※ 常駐とは、当該工事のみを担当していること、さらに、作業期間中、常に工事現場に滞在していることを意味します。
 - ※ 現場代理人は、他の工事の主任(監理)技術者及び現場代理人にはなれません。
- 8 主任技術者(監理技術者)と現場代理人は兼務可能です。
- ※ 特例監理技術者と現場代理人の兼務はできません。(監理技術者補佐は、配置される工事における現場代理人との兼務は可能です。)
 - ※ 入札公告で特に指定がある場合は、この限りではありません。
- 9 落札候補者から事後審査資料として配置予定技術者届並びに1及び2についての証明書類を提出していただきます。落札候補者の配置予定技術者の資格及び雇用関係を確認した後、落札決定となります。配置予定技術者届に記載の技術者を配置していただきます。
- ※ 市内・準市内発注工事の配置技術者については、伊勢市の技術職員等名簿に登録されている者の場合は、1及び2についての証明書類の改めでの提出は不要です。
- 10 給水装置工事主任技術者は、給水切替工事施工時に配置が必要です。
- ※ 原則給水切替工事施工時のみの配置で可としますが、設計金額3,000万円(税込)以上の工事にあつては、給水切替工事施工時に限らず当該工事に専任配置が必要です。
 - ※ 配置予定技術者として届け出た技術者が、他の工事の専任の技術者又は現場代理人として配置されている場合には、配置不可とします。
 - ※ 同一工事の現場代理人及び主任(監理)技術者との兼務は可能です。
- 11 工期途中での配置技術者の変更は原則として認めません。
- ※ 死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない理由があるとき、また、橋梁・ポンプ・ゲート等の工場製作を含む工事で交代しても支障がないと認められる場合等で監督員が認めたときは、例外的に変更することができます。